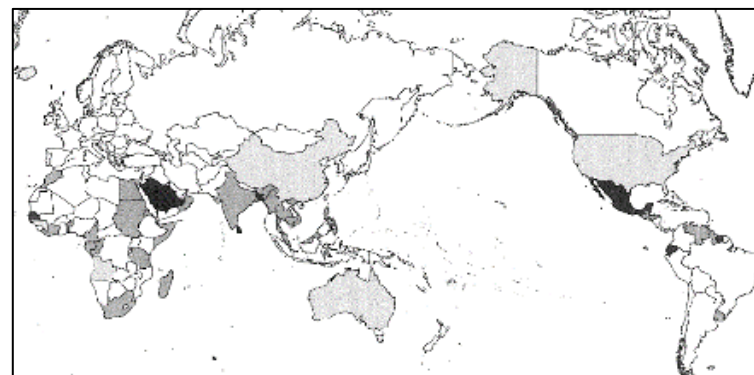


世界におけるブルーカーボンの活用に向けた取組の動向

- 豪州、米国、英国、マルタの4か国では、ブルーカーボン生態系による温室効果ガス排出・吸収量を算定・報告。
- パリ協定の「自国の決定する貢献(NDC)」において、気候変動の緩和・適応の面から、ブルーカーボンの活用に関及している国も多くある。

| 国名 | ブルーカーボンの活用に関する取組 |
|---------|---|
| 米国 | ・温室効果ガス排出・吸収量としてマングローブ、干潟の創出・消失について算定(吸収量:約1,000万t-CO ₂ /年) ¹⁾ |
| 英国 | ・温室効果ガス排出・吸収量としてケイマン諸島のマングローブの吸収・開発地への転換等に伴う排出について算定(排出量:約4,000t-CO ₂ /年) ¹⁾ ・連邦海洋経済プログラムを通して途上国支援 ²⁾ |
| オーストラリア | ・温室効果ガス排出・吸収量としてマングローブ植林、塩性湿地の消失、海草藻場の消失について算定(約30万t-CO ₂ /年の吸収) ¹⁾ ・IPBCへの支援 ³⁾ |
| マルタ | ・温室効果ガス排出・吸収量として湿地再生について算定(吸収量:20t-CO ₂ /年) ¹⁾ |
| インドネシア | ・温室効果ガス排出・吸収量としてマングローブを森林の一部として算定 ⁴⁾ ・マングローブ・海草藻場による緩和ポテンシャルに関及 ⁴⁾ |
| 中国 | ・隔年更新報告書においてブルーカーボンを吸収源の増大策として言及 ⁴⁾ ・温室効果ガス排出・吸収量には未反映 ⁴⁾ |
| サウジアラビア | ・ブルーカーボンイニシアチブを通じて、ペルシャ湾における調査を実施 ⁴⁾ ・温室効果ガス排出・吸収量には未反映 ⁴⁾ |
| 日本(参考) | ・「地球温暖化対策推進計画」(2021.10閣議決定)や「経済財政運営と改革の基本方針2023」(2023.6閣議決定)においてブルーカーボンの活用の推進について記載 ・温室効果ガス排出・吸収量としてマングローブによる吸収について算定(吸収量:約0.2万t-CO ₂ /年) |

パリ協定のNDCで、沿岸浅海域あるいはブルーカーボンの活用に関及している国(2016年時点)



薄灰色:緩和効果のみに言及 中灰色:適応効果のみに言及
黒色:両効果に関及

パリ協定の「自国の決定する貢献(NDC)」において、浅海域あるいはブルーカーボン活用に関及している国

緩和効果:28カ国 適応効果:59カ国

出典:「ブルーカーボン」(地人書館)

出典:

- 1) 港湾空港総合技術センター業務報告書(2023.4)より引用(各国の温室効果ガス排出・吸収量資料(2022.4)の調査結果)
- 2) Voluntary Commitment (#OceanAction19609)
- 3) International Partnership for Blue Carbon (IPBC), 2015年に設立された国際組織
- 4) 港湾空港総合技術センター業務報告書(2023.4)より引用(各国の国別報告書(NC)、隔年更新報告書(BUR)の調査結果)